

クリーニング師研修・業務従事者講習は クリーニング業法で定められた法定研修・講習です

クリーニング師研修

クリーニング所で実際にクリーニング作業に従事しているクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後3年を超えない期間ごとに、研修を受ける義務があります。（下記はクリーニング所の例）

- クリーニング工場やクリーニング店
- ホテル等のランドリーサービス
- 業務用おしぼり
- ダストコントロール
- レンタルユニフォーム

業務従事者講習

クリーニング所の営業者は、業務従事者5名につき1名の割合で、開設後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、講習を受講させる義務があります。

- クリーニング所で、取次業務等に従事している方々（クリーニング師を除く）が対象です。

※クリーニング所には「一般クリーニング所」と、洗たく物の処理をせず、受取、引渡のみを行う「取次所」があります。

- 店舗の勤務形態（社員、パート社員などの区分）は問いません。

受講の主な目的

- (1) 衛生法規・公衆衛生に関する知識の向上
- (2) クリーニング業における問題事例の発生原因や利用者（お客様）トラブル発生防止のポイント
- (3) 繊維及び繊維製品の知識や技術の向上策
- (4) 洗濯物の処理に関する知識と技術の提供
- (5) 利用者（お客様）に接する業務従事者の業務知識の向上
- (6) コンプライアンスを重視した従業員管理や環境保護への取組みなど、法令等に留意したクリーニング業界を取り巻く最新情報の提供

法律で定められた法定
研修・講習を受講
することはクリーニング
業に従事する皆様の
義務となります。



お問い合わせ

〒030-0812

青森県青森市堤町2丁目16-11 理容会館1階
公益財団法人

青森県生活衛生営業指導センター

TEL: 017-722-7002

<https://www.seiei.or.jp/aomori/>

